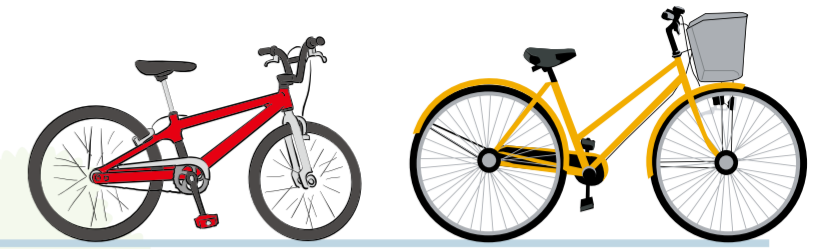


# 便利でエコな乗り物

# 自転車の安全・快適な利用を 地域全体で支える



## 市川市自転車の安全利用に関する条例を4月1日施行

生活に密着した便利でエコな乗り物、自転車。ペダルを踏んで、風を切って進むと気分も爽快で、身近な健康器具としての効果もあり、たくさんの方に利用されています。しかし、一方で、周囲への注意を怠り、歩行者と接触して重症を負わせたり、死亡させるといった事故も発生しています。市は、これを防止し、市民の安全で快適な生活を確保するため、自転車の安全利用を地域全体で支える「市川市自転車の安全利用に関する条例」を4月1日から施行します。

(交通計画課)

### 交通事故は減少も自転車事故の割合は増加

全国の交通事故全体の件数は、道路交通法の改正による罰則の強化などもあって年々減少し、平成16年と21年を比較すると、95万2191件から73万6688件へと、5年間で21万5503件、22.6%減少しています。このうち、自転車に関する事故は、18万7980件から15万6373件へ、3万1607件、16.8%減少しています。ところが、自転車に関係する事故の割合をみると、19.7%から21.2%へと逆に増えており、自転車の安全な利用法について、様々な場面で議論されています。

### 全国・県内に比べ高い自転車事故の割合

市川市は、平坦な地形が多いことに加え、道路の渋滞回避などの理由から、県内他市に比べて多くの方が自転車を交通手段として利用しています。利用者が多いこともあり、平成21年の交通事故状況を見ると、市内での全交通事故1468件のうち、自転車に関係する事故は556件でした。その割合は37.9%で、全国21.2%、県内26.6%に対して、高い割合となっています。

### マナーの向上を求める声を受け条例制定

自転車に関係する事故の原因を見ると、一時不停止や安全不確認など、マナー違反によるものが目立ちます。市が昨年度に行ったe-モニターアンケートでも、マナーを「悪い・やや悪い」と感じている方は79%、マナーの悪い自転車で危険を感じたことがある方は「時々ある」を含め98%もありました。

市は、こうした状況を改善し、市民の安全で快適な生活を確保するため、市・自転車利用者・関係団体などが自転車の安全利用に関して守るべき責務を定め、地域全体でこの問題に取り組むことで、自転車事故の撲滅とマナーの改善を図るため条例を制定しました。

ここでは、条例により、皆さんにご協力いただく内容をご紹介します。

### 自転車の安全利用とは

自転車の安全利用とは、「自転車の安全運転、事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険への加入その他の自転車を安全に安心して利用すること」をいいます。

### 条例に定められた関係者の主な責務

#### 市

道路交通法などの教育、指導や安全利用に関する講習を受ける機会の充実、関係団体への支援、広報啓発を行います。

#### 自転車利用者等

法令や遵守事項を守り、危険な運転をしないことに加えて、事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険への加入に努めてもらいます。

#### 関係団体・自転車小売業者

自転車の安全利用に関する周知、啓発、市や警察が行う施策への協力に努めてもらいます。

#### 学校長

児童・生徒や保護者に対し、自転車の安全利用に関する周知、啓発、教育の場の提供、市や警察が行う施策への協力、自転車による通学や学校行事などへの参加を認める場合は、児童・生徒や保護者に対して、自転車の安全利用に関する指導に努めます。

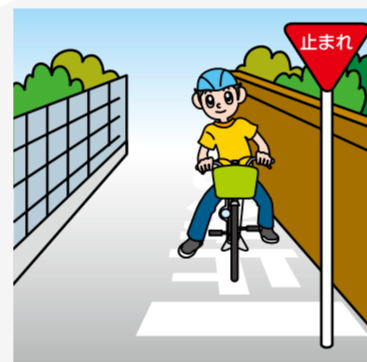
#### 保護責任者

幼児、児童または生徒を保護する責任のある者は、道路交通法などの法令の教育に努めます。

### 遵守事項

道路交通法などには、自転車に関する規定が細かく定められていますが、中でも、皆さんに特に守ってほしいことを紹介します。

### 自転車に乗るときのルールとマナーを守りましょう。



●信号機のある交差点を通行するときは、信号を遵守し、信号機のない交差点を通行するときは、道路標識などを守り、または徐行するとともに、安全確認をしなければなりません。



●携帯電話などを使用しながら運転してはいけません。



●道路の中央から左の部分を通行しなければなりません。



●歩道を通行するときは、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、必要に応じて一時停止をするなど、歩行者の通行を妨げないように通行しなければいけません。

●ヘッドホンで音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音が聞こえないような状態で運転してはいけません。

●原則として、車道を通行しなければいけません。

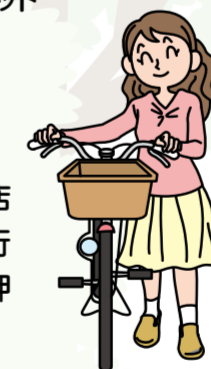
### 自転車は車両の仲間です。

●夜間などには、ライトを点灯させなければなりません。

●小さな子どもの保護者は、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



●歩行者で混雑する商店街、歩道や交差点を通行するときは、自転車を押して歩きましょう。



●飲酒運転、二人乗り、並進をしてはいけません。



●傘を差すなど、視野を妨げたり、不安定な状態で運転してはいけません。



●自転車の定期的な点検整備や事故に備えた保険への加入に努めましょう。



自転車に関する事故が原因で、自転車利用者が5千万円を超える賠償責任を負う事例もあります。

代表的な自転車保険として、自転車安全整備士による点検・整備(有料)を受け、賠償責任保険・傷害保険の付帯されている「TSマーク(1年間有効)」があります。詳しくは、千葉県自転車軽自動車商協同組合(☎043-266-3221)のホームページをご覧ください。